

山口県報

平成24年
7月12日
(木曜日)

選挙期日 平成二十四年七月二十九日

山口県選挙管理委員会告示第四十九号

平成二十四年七月二十九日執行の山口県知事選挙において、線上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

平成二十四年七月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

目 次

選管告示

- 山口県知事選挙の期日……
- 山口県知事選挙において線上投票を行う投票区及び投票の期日……
- 山口県知事選挙に用いる投票用紙の様式……
- 山口県知事選挙における選挙長等の住所及び氏名……
- 山口県知事選挙における選挙長の事務の取扱い……
- 山口県知事選挙における選挙会の場所及び日時……
- 山口県知事選挙においてポスター掲示場への掲示を開始することができる日……
- 山口県知事選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……
- 山口県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……
- 山口県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……
- 山口県知事選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……
- 山口県知事選挙における政治活動用ポスターに貼る証紙の様式……
- 山口県知事選挙長告示
- 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時……

市町名	投票区名	投票の期日
下関市	蓋井	
萩本市	萩島	
防府市	相島	
岩国市	大島	
柳井市	見島	
熊毛郡上関町	見島	
祝島	第二島	
八島	第一島	
平島	柱島	
郡平	野島	
郡第一	島	
第二	島	
第一	島	
	島	平成二十四年七月二十八日

山口県選挙管理委員会告示第五十号

平成二十四年七月二十九日執行の山口県知事選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成二十四年七月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

山口県選挙管理委員会委員長

上符正顕

山口県知事の任期満了による選挙を次の期日に執行する。

平成二十四年七月二十九日

備考

1 用紙は、白色とし、黒色のインクで印刷する。

一般投票

平成二十四年七月二十九日執行

山 口 県 知 事 選 挙 投 票

注

意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないとこと。

山口県選挙管理委員会之印

2 「点字投票」の文字の上に、点字によつ「ちじ」と表示した透明なシールを貼り付ける

山口県選挙管理委員会告示第五十一号

平成二十四年七月二十九日執行の山口県知事選挙における選挙長及びその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十四年七月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

選 挙 所	選 挙 長		選 挙 長 職 務 代 理 者
	住 所	氏 名	
山口市泉町八番七号	上 符 正 顕	下関市長府黒門南町一一番三三号	千葉潤一郎

山口県選挙管理委員会告示第五十一号

平成二十四年七月二十九日執行の山口県知事選挙における選挙長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

平成二十四年七月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

平成二十四年七月二十九日執行の山口県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十四年七月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

一 場 所 山口市滝町一一番一號 山口県庁
二 日 時 平成二十四年七月二十一日午前十時

山口県選挙管理委員会告示第五十四号

平成二十四年七月二十九日執行の山口県知事選挙において、候補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

平成二十四年七月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕
開始期日 平成二十四年七月二十一日

山口県選挙管理委員会告示第五十五号

平成二十四年七月二十九日執行の山口県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるぐじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十四年七月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

一 場 所	山口市滝町一番一號 山口県庁
二 日 時	平成二十四年七月二十二日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

平成二十四年七月二十九日執行の山口県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるぐじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十四年七月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

一 場 所	山口市滝町一番一號 山口県庁
二 日 時	平成二十四年七月二十二日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第五十七号

平成二十四年七月二十九日執行の山口県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十四年七月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

制限額 三三一、六四五、〇〇〇円

山口県選挙管理委員会告示第五十八号

平成二十四年七月二十九日執行の山口県知事選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

平成二十四年七月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

平成24年執行
山口県知事選挙ビラ
(番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第五十九号

平成二十四年七月二十九日執行の山口県知事選挙における政治活動用ポスターに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

平成二十四年七月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

一 場 所	山口市滝町一番一號 山口県庁
二 日 時	平成二十四年七月二十一日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第五十七号

平成二十四年七月十二日印行刷

発行人所

山口県知事

平成24年執行
山口県知事選挙ポスター
第 区(番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県知事選挙選舉長告示第一号

平成二十四年七月二十九日執行の山口県知事選挙において、選舉立会人となるべき者が十人を超える、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となつた場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十四年七月二十一日

山口県知事選挙選舉長 上符正顕

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二 日時 平成二十四年七月二十七日午前十時